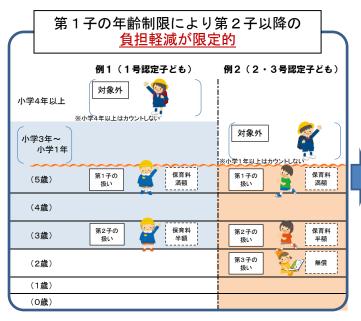
# 低所得者層多子世帯・ひとり親世帯の保育料軽減について

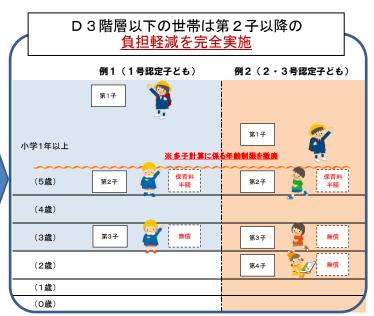
## □ 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

#### 世帯年収約360万円未満相当の世帯について現行制度では

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

としている保育料の多子計算に係る第1子の年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償化します。





### 〇1号認定子ども

●在園児に小学生以上の兄または姉等が1人いる場合



### ○2・3号認定子ども

●在園児に小学生以上の兄または姉等が1人いる場合

(例)3歳未満児 平成27年度 平成28年 階層 保育料を決定する区分 子どもの数 改正前保育料 A階層 生活保護世帯 全員 0円 日階層 住民税非課税世帯 全員 0円 第1子 1,500円 第2子扱い	保育料
B階層 住民税非課税世帯 全員 O円	
第17 1 600円 第27長1	
C階層 区民税所得割非課税世帯 第2子 800円 第3子以降扱い	
第3子以降の子ども 0円 第3子以降がい	
第1子 2. 100円 第2子扱い	1, (
D1階層 区 2万円 未満 第2子 1,050円 第3子以降扱い	
課民 第3子以降の子ども 0円	
第 3   3	1, 3
D2階層 世所 2万円 以上 4万円 " 第2子 1.350円 第3子以降扱い	
帯得 第3子以降の子ども 0円	
第1子 5,700円 第2子扱い	2,
D3階層     4万円	
第3子以降の子ども 0円 第3子以降がい	

※D4階層~D29階層の世帯については対象外

# コ 2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

#### 世帯年収約360万円未満相当のひとり親世帯への優遇措置を拡充

→ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化します。



#### ○2・3号認定子ども

(例)3歳未満児							平成27年度		平成28年度から	
階層	保育料を決定する区分					子どもの数	改正前保育料		改正後保育料	
	生活保護世帯					全員	0円		0円	
B階層	住民税非課税世帯					全員	0円		0円	
						第1子	1,600円		800円	
C階層						第2子	800円		0円	
						第3子以降の子ども	0円		0円	
D1階層	課 税					第1子	2, 100円		1, 050円	
			2万円	未満		1, 050円		0円		
						第3子以降の子ども	0円		0円	
D2階層		2万円	以上	4万円		第1子	2, 700円		1, 350円	
						第2子	1, 350円		0円	
						第3子以降の子ども	0円		0円	
D3階層	世所帯得割	4万円 "		6万円	"	第1子	5, 700円		2, 850円	
			"			第2子	2, 850円		0円	
						第3子以降の子ども	0円		0円	
D4階層		6万円 "			第1子	7, 100円		3, 550円		
			"	8万円	"	第2子	3, 550円		0円	
						第3子以降の子ども	0円		0円	

※D5階層~D29階層の世帯については対象外